

公益社団法人 日本技術士会
部会長 各位、委員長 各位
地域本部長 各位、関東甲信地域県支部長 各位

2021年4月5日

二度目の緊急事態宣言の解除を受けて

会 長

首都圏4都県に約2カ月半にわたって発出されていた新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言が3月21日をもって解除されましたが、その後も感染者数は確実な増加傾向にあり第4波の兆候を示しています。

また首都圏以外の地域で感染者数の大幅な増加があることから、国は本日から5月5日まで間、大阪府、兵庫県、宮城県に対し、緊急事態宣言に準じた「まん延防止等重点措置」の適用を行います。

今般の状況を踏まえ、本年初の緊急事態宣言発出時に皆さまにお願いしました「参加者が20時までに帰宅できるよう、各種会議やC P D行事の開催時間の配慮」については、一旦解除することとしますが、引き続き「まん延防止等重点措置」適用地域の方々のみならず、すべての地域組織において、昨年11月19日に本会内に発出致しました「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応方針」を今一度確認の上、徹底した実施を図っていただくことをお願いします。

皆様におかれましては、これまでからも新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底と本会事業実施の両立に鋭意ご尽力戴いてきており感謝申し上げますところではありますが、今一度これらの方針が、会員及びご家族の方々の健康を守り社会を守ることに繋がるとの認識を新たにさせていただき、引き続き本会事業の推進に当たって頂きますようお願い申し上げます。

以上